

釜石市民交流センター体育館利用料金表

※別途消費税額及び地方消費税額が加算されます。

区分			全館貸切利用						個人利用
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1人1回
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	12時から 21時まで	9時から 21時まで	3時間につき
入場料等を 徴収しない場合	体育競技を 目的とする 場合	小学生 中学生 高校生	750円	1,250円	1,600円	2,000円	2,850円	3,600円	50円
		一般	1,500円	2,500円	3,200円	4,000円	5,700円	7,200円	100円
	その他の催しに 利用する場合		3,000円	5,000円	6,400円	8,000円	11,400円	14,400円	—
入場料等を 徴収する場合	体育競技を 目的とする 場合	小学生 中学生 高校生	2,250円	3,750円	4,800円	6,000円	8,550円	10,800円	—
		一般	4,500円	7,500円	9,600円	12,000円	17,100円	21,600円	—
	その他の催し に利用する 場合	販売、その他の 営利行為を行わ ない場合	7,500円	12,500円	16,000円	20,000円	28,500円	36,000円	—
		販売、その他の 営利行為を行う 場合	30,000円	50,000円	64,000円	80,000円	114,000円	144,000円	—

※休館日において利用する場合は、3割増の利用料金になります。

○利用料金の免除について

次の場合は、利用料金が免除となります。

- ・ 知的障害者療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人と、その介護を行う人
※ご利用の際に各施設窓口において手帳提示のお願い、介護人においては確認を取らせていただく場合があります。

○備考

- 1 貸切利用の場合において、9時前又は21時後に利用する場合の利用料金の額は、17時から21時までの区分の利用料金の額を4で除して得られた額に利用した時間数を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 体育館の貸切利用の場合において、体育館の2分の1以内を利用する場合の利用料金の額は、この表の利用時間に係る利用料金の額の2分の1の額とする。